

30 経営第 2508 号

30 生畜第 855 号

30 経営第 1365 号

平成 30 年 9 月 10 日

一般社団法人日本ショッピングセンター協会会長 殿

農林水産省食料産業局企画課長

農林水産省生産局畜産部畜産企画課長

農林水産省経営局金融調整課長

豚コレラの患畜の確認により出荷等に影響を受ける養豚農家等への
資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等について

今般、岐阜県内の農場において豚コレラの患畜が確認されたところです。

患畜の確認に伴う家畜の殺処分、移動制限等により、生きた豚等の出荷ができなくなった養豚農家等や、売上高の減少等の影響を受ける食品加工・販売事業者、外食事業者等においては、経営に必要な資金の調達にも支障を来すことが懸念されるところです。

つきましては、これら経営の実情を十分御理解の上、経営の維持継続に必要な資金が円滑に融通されるとともに、個別の経営に応じて既貸付金の償還猶予等が図られるよう、都道府県畜産主務部長及び関係機関に対して別添写しのとおり依頼しましたので、御了知の上、貴会関係者に対し周知願います。

写し

30 経営第 2508 号
30 生畜第 855 号
30 経営第 1365 号
平成 30 年 9 月 10 日

株式会社日本政策金融公庫農林水産事業本部営業推進部長 殿
沖縄振興開発金融公庫総務部長

農林水産省食料産業局企画課長
農林水産省生産局畜産部畜産企画課長
農林水産省経営局金融調整課長

豚コレラの患畜の確認により出荷等に影響を受ける養豚農家等への
資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等について

今般、岐阜県内の農場において豚コレラの患畜が確認されたところです。

患畜の確認に伴う家畜の殺処分、移動制限等により、生きた豚等の出荷ができなくなった養豚農家等や、売上高の減少等の影響を受ける食品加工・販売事業者、外食事業者等においては、経営に必要な資金の調達にも支障を来すことが懸念されるところです。

つきましては、これら経営の実情を十分御理解の上、経営の維持継続に必要な資金、特に緊急的な対応に必要となる農林漁業セーフティネット資金の円滑な融通や、個別の経営事情に応じた既貸付金の償還猶予等が図られるよう、特段の御配慮をいただくとともに、各支店及び受託法人に対しても、この趣旨について、十分周知徹底いただくよう、よろしく願いいたします。

なお、都道府県畜産主務部長に対して別添写しのとおり依頼したので御了知願います。

写し

30 経営第 2508 号
30 生畜第 855 号
30 経営第 1365 号
平成 30 年 9 月 10 日

農林中央金庫代表理事理事長 殿

農林水産省食料産業局企画課長
農林水産省生産局畜産部畜産企画課長
農林水産省経営局金融調整課長

豚コレラの患畜の確認により出荷等に影響を受ける養豚農家等への
資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等について

今般、岐阜県内の農場において豚コレラの患畜が確認されたところでは、

患畜の確認に伴う家畜の殺処分、移動制限等により、生きた豚等の出荷ができなくなった養豚農家等や、売上高の減少等の影響を受ける食品加工・販売事業者、外食事業者等においては、経営に必要な資金の調達にも支障を来すことが懸念される所です。

つきましては、これら経営の実情を十分御理解の上、経営の維持継続に必要な資金の円滑な融通や、個別の経営事情に応じ、既貸付金の償還猶予等が図られるよう、特段の御配慮をいただくとともに、傘下系統金融機関に対しても、この趣旨について、十分周知徹底いただくよう、よろしく願いいたします。

なお、都道府県畜産主務部長に対して別添写しのとおり依頼したので御了知願います。

写し

30 経営第 2508 号
30 生畜第 855 号
30 経営第 1365 号
平成 30 年 9 月 10 日

一般社団法人全国銀行協会会長
一般社団法人第二地方銀行協会会長
一般社団法人全国地方銀行協会会長 殿
一般社団法人全国信用金庫協会会長
一般社団法人全国信用組合中央協会会長

農林水産省食料産業局企画課長
農林水産省生産局畜産部畜産企画課長
農林水産省経営局金融調整課長

豚コレラの患畜の確認により出荷等に影響を受ける養豚農家等への
資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等について

今般、岐阜県内の農場において豚コレラの患畜が確認されたところです。

患畜の確認に伴う家畜の殺処分、移動制限等により、生きた豚等の出荷ができなくなった養豚農家等や、売上高の減少等の影響を受ける食品加工・販売事業者、外食事業者等においては、経営に必要な資金の調達にも支障を来すことが懸念されるところです。

つきましては、これら経営の実情を十分御理解の上、経営の維持継続に必要な資金が円滑に融通されるとともに、個別の経営事情に応じ、既貸付金の償還猶予等が図られるよう、特段の御配慮をお願いいたします。

また、貴会会員に対しても、この趣旨について、十分周知徹底いただくよう、よろしくお願いいたします。

写し

30 経営第 2508 号
30 生畜第 855 号
30 経営第 1365 号
平成 30 年 9 月 10 日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省食料産業局企画課長
農林水産省生産局畜産部畜産企画課長
農林水産省経営局金融調整課長

豚コレラの患畜の確認により出荷等に影響を受ける養豚農家等への
資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等について

今般、岐阜県内の農場において豚コレラの患畜が確認されたところです。

患畜の確認に伴う家畜の殺処分、移動制限等により、生きた豚等の出荷ができなくなった養豚農家等や、売上高の減少等の影響を受ける食品加工・販売事業者、外食事業者等においては、経営に必要な資金の調達にも支障を来すことが懸念されるところです。

つきましては、貴管下関係機関に対し、これら経営の実情を十分御理解の上、経営の維持継続に必要な資金が円滑に融通されるとともに、個別の経営事情に応じ、既貸付金の償還猶予等が図られるよう、適切な指導をお願いいたします。

また、関係機関に対して別添写しのとおり依頼しておりますので御了知いただきたくとともに、必要に応じて、県内資金担当部局への共有をお願いいたします。